

### 3 多数当事者間の 債権債務関係

（分割債権関係、不可分債権関係、連帯債権関係）

弁護士 福市 航介

#### 第1 債権者複数の規律

##### 1 類型化

- (1) 債権者が複数存在する場合として、法案は、①分割債権、②不可分債権（法案428条および同429条）、③連帯債権（法案432条ないし435条の2）の3つの類型を設定した。
- (2) 新設された連帯債権とは、複数の債権者が債務者に対し、同一の可分給付について有する債権であって、各債権者はそれぞれ独立して全部の給付を請求する権利を有し、そのうちの一人の債権者がその給付を受領すれば全ての債権者の債権が消滅するものである。連帯債権については、解釈上認める裁判例（東京地判平成14年12月27日判時1822号68頁）や学説（たとえば、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』（悠々社、4刷、2000年）376頁参照。）が従前から存在したことから、法案によって認められることとなった。なお、不可分債権と連帯債権は、債権の内容が性質上可分であるか不可分であるかによって区別される（法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の法律の改正に関する中間試案の補足説明」206頁以下参照。）。
- (3) 分割債権については、現行法の規律が維持されたが、不可分債権および連帯債権について、次に述べるとおり、変更又は新設された部分がある。

##### 2 複数債権者の1人に生じた事由

- (1) 複数債権者の1人ついて生じた事由は、次の表のとおりである。

	分割債権	不可分債権	連帯債権
弁済	現行法と同じ	絶対効 (428、432)	絶対効 (432)
請求	同上	絶対効 (428、432)	絶対効 (432)
更改	同上	相対効 (428)	絶対効 (433)
免除	同上	相対効 (428)	絶対効 (433)
相殺	同上	絶対効 (428、434)	絶対効 (434)
混同	同上	相対効 (428、435)	絶対効 (435)
時効	同上	相対効 (428、435の2)	相対効 (435の2)

- (2) 更改および免除について、不可分債権の場合は、債権者は、全部の履行を請求できるとしつつ、更改又は免除によって得た債務者の利益を償還しなければならないとされているのに対し（法案429条第2文）、連帯債権の場合は、更改又は免除によって得た債務者の利益分はそもそも請求できないとされている（法案433条）。これは、性質上可分な給付を内容とする連帯債権（金銭債権であることが通常である。）においては、更改又は免除をした債権者以外の債権者が、債務者に対し、連帯債権全体について履行を求めることができるとして、その債権者が、更改又は免除をした債権者に分与される利益を債務者に償還しなければならないのは迂遠だからである（民法（債権関係）部会資料80-3・11頁以下参照。）。

##### 3 複数債権者の内部関係

不可分債権および連帯債権の内部関係について、法案においても特に規定がないが、特別の事情がない限り、分配割合は平等と推定されると考えられる。

#### 第2 債務者複数

##### 1 類型化

- (1) 債権者が複数存在する場合として、法案は、①分割債務、②不可分債務（法案430条）、③連帯債務（法案436条ないし445条）の3つの類型を設定している。連帯債務については、連帯債務の成立原因を明示することとなった。
- (2) これらは、当該債務の内容が性質上可分であるときは分割債務、ただし、法令又は法律行為の定めがある場合には連帯債務、当該債務の内容が性

質上不可分であるときは不可分債務として類型化されたものである(法務省民事局参事官室「民法(債権関係)の法律の改正に関する中間試案の補足説明」188頁以下、民法(債権関係)部会資料67A・2頁以下参照。)

- (3) 分割債務については、現行法の規律が維持されたが、不可分債務および連帯債務については、変更された部分がある。

2 複数債務者の1人に生じた事由

- (1) 複数債務者の1人ついて生じた事由は、次の表のとおりである。

	分割債務	不可分債務	連帯債務
弁済	現行法と同じ	絶対効	絶対効
請求	同上	相対効 (430、441)	相対効 (441)
更改	同上	絶対効 (430、438)	絶対効 (438)
免除	同上	相対効 (430、441)	相対効 (441)
相殺	同上	絶対効 (430、439)	絶対効 (439)
混同	同上	相対効 (430、441)	絶対効 (440)
時効	同上	相対効 (430、441)	相対効 (441)

- (2) 重要な点は、請求について相対効しか認められなくなったことである。これは、連帯債務者間の関係は様々であり、請求の絶対効を認めるだけの主観的な共同関係があるとは限らないことに基づく(民法(債権関係)部会資料67A・4頁参照。)。ただし、債権者と債務者との間で絶対効を生じさせる特約を締結することは可能である(法案441条但書)。そのため、債権者としては、債権管理のため、各債務者と絶対効を生じさせる特約を締結することが必要となる。

また、免除又は時効の完成による利益を受けた債務者は、自己の負担部分については、他の債務者から求償権を行使され、その部分を負担しなければならない(法案445条)。また、求償に応じた連帯債務者は債権者に対して償還請求をすることができないことに留意が必要である(民法(債権関係)部会資料83-2・14頁以下参照。)

なお、相殺については、他の債務者は、債権を有する債務者が相殺を援用しない間は、当該債務者の負担部分を限度として債権者に対する履行を

拒むことができることとなった(法案439条2項)。現行法436条2項は、「相殺を援用することができる」と規定されており、その解釈が分かれていた。すなわち、①反対債権を有する連帯債務者の負担部分の限度で他の連帯債務者がその反対債権を自働債権として相殺の意思表示をすることができるという理解(たとえば、川井健『民法概論3(債権総論)』(有斐閣、2版、2005年)188頁)と、②同項は、反対債権を有する連帯債務者の負担部分の限度で、他の連帯債務者は履行を拒絶することができるという抗弁権を与えたものであるという理解である(たとえば、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』(悠々社、4刷、2000年)356頁参照。)。法案は、後者の考え方を採用したものである。

3 複数債務者の内部関係

- (1) 連帯債務者の1人が弁済した場合の他の連帯債務者に対する求償について、自己の負担部分を超えなくとも、負担部分の割合に応じて求償できることとなった(法案442条1項)。この規定は、真正連帯債務および不真正連帯債務に適用されるとされている(潮見佳男「民法(債権関係)改正法案の概要」(きんざい、平成27年8月18日)99頁以下参照)。そのため、連帯債務については、従前の判例を踏襲したものであるが(大判大正6年5月3日民録23輯863頁)、不真正連帯債務については、判例(最判昭和63年7月1日民集42巻6号451頁)を変更するものである。

- (2) 事前通知および事後通知の懈怠による求償権の制限を規定した現行法443条は基本的に維持された。ただし、現行法443条1項は、「債権者から履行の請求を受けたこと」を事前に通知しないで共同の免責を受けたことを要件としていたが、債権者からの請求を受けたことは重要ではなく、連帯債務者の1人が弁済等をする旨通知しなかったことが重要であることから、「共同の免責を得ること」を事前に通知しないで共同の免責を得たことが要件となった(民法(債権関係)部会資料67B・6頁以下参照。)

また、現行法443条2項では、先に弁済等をした連帯債務者が事後の通知をせず、かつ、後に弁済等をした連帯債務者も事前の通知をしなかった場合において、後に弁済等をした連帯債務者は、同条1項の事前通知を怠った以上、同条2項の保護を受けることができないとするのが判例であったが(最判昭和57年12月17日民集36巻12号2399頁)、法

案443条2項では解釈に委ねたとされている。

- (3) 無資力者がいる場合の求償権の取り扱いについても、基本的に現行法444条の規律が維持された。ただし、求償者および他の有資力者の全てが負担部分を有しない者である場合には、これらの者が平等の割合で負担するというのが判例であったが(大判大正3年10月13日民録20輯751頁)、法案同条2項は明文化した。

#### 4 その他

現行法441条が規定していた連帯債務者についての破産手続開始の規律は、破産法104条1項により適用することがなくなっていたことから削除された(法務省民事局参事官室「民法(債権関係)の法律の改正に関する中間試案の補足説明」198頁参照)。

また、現行法445条は、連帯債務者の1人が連帯の免除を得た場合において、他の連帯債務者の中に無資力者がいるときは、その無資力者が弁済をすることができない部分のうち、連帯の免除を得た者が負担すべき部分は、債権者がこれを負担するとしているが、債権者の意思に反するとの批判があったことから削除された(民法(債権関係)部会資料67A・18頁以下参照)。